

【経営資料】 自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	11,985	12,117
うち、出資金及び資本準備金の額	2,688	2,685
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	9,364	9,485
うち、外部流出予定額(△)	39	39
うち、上記以外に該当するものの額	△ 29	△ 14
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	9	3
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	9	3
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	11,994	12,120
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	114	114
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	114	114
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	114	114
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	11,879	12,005
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	86,909	84,364
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	86,909	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケットリスク相当額の合計額を10パーセントで除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーショナルリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	7,077	3,020
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		-
オペレーショナルリスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	93,987	87,385
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	12.63%	13.73%

(注1) 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
(注2) 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
(注3) 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳 (単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	891	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,971	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	5,107	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	300	30	1
地方三公社向け	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	199,434	39,886	1,595
法人等向け	9,993	4,517	180
中小企業等向け及び個人向け	3,271	1,808	72
抵当権付住宅ローン	11,342	3,706	148
不動産取得等事業向け	47	46	1
三月以上延滞等	64	42	1
取立未済手形	63	12	0
信用保証協会等保証付	10,310	1,016	40
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
出資等	947	947	37
（うち出資等のエクスポージャー）	947	947	37
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
上記以外	19,305	34,894	1,395
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	10,448	26,120	1,044
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	153	384	15
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	8,703	8,389	335
証券化	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-
（うち非STC適用分）	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
（うちルックスルー方式）	-	-	-
（うちマンドート方式）	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー	266,052	86,909	3,476
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	266,052	86,909	3,476
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 （基礎的手法）	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	7,077	283	
所要自己資本額計	リスク・アセット等 （分母）計 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	93,987	3,759	

- (注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
(注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
(注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
(注4) 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
(注5) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
(注6) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
(注7) 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	966	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,969	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	4,821	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	300	30	1
地方三公社向け	636	127	5
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	191,260	38,302	1,532
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	10,123	3,924	156
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	3,218	1,760	70
（うちトランザクター向け）	72	32	1
不動産関連向け	12,466	4,536	181
（うち自己居住用不動産等向け）	12,021	4,263	170
（うち賃貸用不動産向け）	422	259	10
（うち事業用不動産関連向け）	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	22	13	0
（うちADC向け）	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	228	41	1
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	25	24	0
取立未済手形	29	5	0
信用保証協会等による保証付	10,377	-	40
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
株式等	945	945	37
共済約款貸付	-	-	-
上記以外	17,748	33,641	-
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	10,448	26,120	1,044
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	147	367	14
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	7,153	7,153	286
証券化	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-
（短期STC要件適用分）	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-
（うちSTC-不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
（うちルックスルー方式）	-	-	-
（うちマンドート方式）	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー	259,117	84,364	3,374
CVAリスク相当額÷8%（簡易法）	-	-	-
中央清算期間関連エクスポージャー	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	259,117	84,364	3,374
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 （基礎的手法）	オペレーショナルリスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	3,020	120	
所要自己資本額計	リスク・アセット等 （分母）計 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	87,385	3,495	

(注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
(注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
(注3) 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
(注4) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の信用格付業者による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

信用格付業者
株式会社格付投資情報センター (R&I)、株式会社日本格付研究所 (JCR) ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) S&Pグローバル・レーティング (S&P)、フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する信用格付業者の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	信用格付業者	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー（業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和5年度				令和6年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
法人	農業	289	289	-	258	258	-	-
	林業	10	10	-	8	8	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	719	216	503	714	211	503	44
	鉱業	-	-	-	0	0	-	-
	建設・不動産業	313	213	100	251	151	100	4
	電気・ガス・熱供給・水道業	7,414	-	7,414	7,514	-	7,514	-
	運輸・通信業	1,804	-	1,804	2,004	-	2,004	-
	金融・保険業	199,434	2,502	-	191,260	2,502	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	36	36	-	87	87	-	-
個人	日本国政府・地方公共団体	10,078	4,707	5,371	11,426	5,057	6,369	-
	上記以外	73	73	-	16	16	-	-
その他	26,009	26,009	-	46	25,877	25,877	-	204
業種別残高計	266,052	34,057	15,193	64	259,117	34,171	16,492	253
残存期間別残高計	1年以下	191,967	434	200	190,022	1,064	200	
	1年超3年以下	1,197	997	200	1,203	1,103	100	
	3年超5年以下	2,909	2,708	200	3,580	2,577	1,003	
	5年超7年以下	2,209	1,605	604	1,761	1,459	301	
	7年超10年以下	3,939	2,537	1,402	5,585	2,883	2,702	
	10年超	37,280	24,695	12,585	36,281	24,097	12,184	
	期間の定めのないもの	26,547	1,079	-	20,682	987	-	
残存期間別残高計	266,052	34,057	15,193	259,117	34,171	16,492		

(注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とも契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。

(注3) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(注4) 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーをいいます。

(1) 金融機能再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」「要管理債権」に該当すること。

(2) 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

(3) 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(注5) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	7	9	-	7	9	9	3	-	9	3
個別貸倒引当金	196	202	15	180	202	202	172	0	202	172

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

業 種	別	令和5年度						令和6年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法 人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	12	36	-	12	36	-	36	40	-	36	40	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	5	7	-	5	7	-	7	4	-	7	4	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食サービス業	0	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	178	158	15	162	158	-	158	127	0	158	127	0
業 種 別 計	196	202	15	180	202	-	202	172	0	202	175	0	

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

信用リスクアセット残高内訳表

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度					リスク・アセットの加重平均値 (%) F(=E/(C+D))
		CCF-信用リスク削減効果適用前		CCF-信用リスク削減効果適用後		信用リスク・アセットの額 E	
		オン・バランス 資産項目 A	オフ・バランス 資産項目 B	オン・バランス 資産項目 C	オフ・バランス 資産項目 D		
現金	0	966	-	966	-	-	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	5,969	-	5,969	-	-	
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	0	4,821	-	4,821	-	-	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	10~20	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	10~20	300	-	300	-	30	
地方三公社向け	20	636	-	636	-	127	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	191,260	-	191,260	-	38,302	
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	-	-	-	-	-	
カード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	10,109	140	9,994	14	3,924	
（うち特定貸付債権向け）	20~150	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	3,084	1,340	2,239	134	1,760	
（うちトランザクター向け）	45	-	729	-	72	32	
不動産関連向け	20~150	12,466	-	12,384	-	4,536	
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	12,021	-	11,950	-	4,263	
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	422	-	412	-	259	
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	-	-	-	-	-	
（うちその他不動産関連向け）	60	22	-	21	-	13	
（うちADC向け）	100~150	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50~150	54	17	54	1	41	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	24	-	24	-	24	
取立未済手形	20	29	-	29	-	5	
信用保証協会等による保証付	0~10	10,377	-	10,237	-	1,023	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	
株式等	250~400	945	-	945	-	945	
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	
上記以外	100~1250	17,748	-	17,748	-	33,641	
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	-	-	-	-	-	
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400	-	-	-	-	-	
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	10,448	-	10,448	-	26,120	
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	147	-	147	-	367	
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	-	-	-	-	-	
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	7,153	-	7,153	-	7,153	
証券化	-	-	-	-	-	-	
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	
（うち短期STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-	
（うちSTC-不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-	-	-	-	
再証券化	-	-	-	-	-	-	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	
未決済取引	-	-	-	-	-	-	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-	
合計(信用リスク・アセットの額)	-	-	-	-	84,364	-	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません

ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
令和6年度 (単位：千円)

	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,969	-	-	-	-	-	-	5,969					
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	4,821	-	-	-	-	-	-	4,821					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
我が国の政府関係機関向け	-	300	-	-	-	-	-	300					
地方三公社向け	-	-	636	-	-	-	-	636					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	190,759	500	-	-	-	-	-	0	191,260				
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	10%	15%	20%	25%	35%	500%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	3,905	5,916	-	-	-	185	-	-	1	10,008			
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-					
株式等	-	-	-	945	-	-	-	945					
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	72	2,210	10	79	2,373								
(うちトランザクター向け)	72	-	-	-	72								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	10,260	-	-	-	-	-	741	948	11,950
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	399	-	-	-	13	-	412	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	60%	その他	合計										
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	21	-	21										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向けうちADC向け	-	-	-	-									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	40	3	11	0	56								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	24	-	-	24								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	966	-	-	-	-	966							
取立未済手形	-	-	29	-	-	26							
信用保証協会等による保証付	1	10,230	0	0	5	10,237							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-							
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-							

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	－	12,228	12,228
	リスク・ウェイト 2%	－	－	－
	リスク・ウェイト 4%	－	－	－
	リスク・ウェイト 10%	－	11,477	11,477
	リスク・ウェイト 20%	2,105	199,498	201,603
	リスク・ウェイト 35%	－	10,308	10,308
	リスク・ウェイト 50%	7,416	23	7,439
	リスク・ウェイト 75%	－	2,421	2,421
	リスク・ウェイト 100%	－	9,951	9,951
	リスク・ウェイト 150%	－	19	19
	リスク・ウェイト 250%	－	10,601	10,601
	その他	－	－	－
リスク・ウェイト 1250%	－	－	－	
合計	9,521	256,530	266,052	

- (注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- (注2) 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は信用格付業者による依頼格付のみ使用しています。
- (注3) 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- (注4) 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るものなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイトの区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び与信相当 額の合計額(CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	230,486	－	－	229,345
40%～70%	6,389	729	10	6,451
75%	2,934	460	10	2,952
80%	－	0	12	0
85%	52	103	10	61
90%～100%	211	140	10	224
105%～130%	－	－	－	－
150%	22	17	10	24
250%	945	－	－	945
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	4	46	10	8
合計	241,046	1,498	10	240,015

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位：百万円)

令和5年度		
区分	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け	—	—
中小企業等向け及び個人向け	10	24
抵当権付住宅ローン	—	982
不動産取得等事業向け	—	—
三月以上延滞等	—	—
証券化	—	—
上記以外	—	—
合計	10	1,007

(注1) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

(注2) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

(注3) 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

(注4) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位：百万円)

令和6年度		
区分	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者及び保健会社向け	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	1	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	8	—
自己居住用不動産等向け	—	863
賃貸用不動産向け	—	—
事業用不動産関連向け	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—
証券化	—	—
中央精算機関関連	—	—
上記以外	—	1
合計	10	865

(注1) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

(注2) 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

(1)金融機能再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」「要管理債権」に該当すること。

(2)重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

(3)3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(注3) 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

(注4) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

CVAリスク(※)に関する事項

該当する取引はありません。

※派生商品(デリバティブ)取引において、相手方の信用力を評価額に反映させる調整額(CAV)が、相手方の信用力の低下により変動するリスクのこと。

マーケット・リスク(※)に関する事項

当JAは自己資本比率算出上、マーケットリスク相当額に係る額を不算入としております。

※金利、為替、株式等の様々なリスク要因が変動することにより、資産・負債の価値の変動、資産・負債から生み出される収益の変動によって損失を被るリスクのこと。

一定要件を満たす場合、自己資本比率算出においてマーケット・リスクを不算入とすることができる。

オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

当JAでは以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○オペレーショナル・リスク管理方針

当組合では、オペレーショナル・リスク管理方針を策定し、オペレーショナル・リスクを「収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において損失を被るリスク」と定義しています。

当該リスクにつきまは、以下のとおり「事務リスク管理規定」、「システムリスク管理マニュアル」などを策定して管理を行っております。

○事務リスク管理規定

当組合では事務リスクを「役職員が関係法令・定款・規定・要領等(以下「諸規定」という。)に定められたとおりに事務処理を行うことを怠ること、あるいは自己・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスク」と定義しており、以下のとおり各部署が責務を果たすことで事務リスクの削減及び再発防止に取り組んでおります。

(1) 支店長・事業所長

- ① 正確かつ効率的な事務の徹底に係る職員の指導
- ② 事務ミス発生後の事務対応及び再発防止策の策定

(2) 事業所管理部署

- ① 事業所で行う事務処理の助言・指導
- ② 事務ミス発生後の修復に必要な事務対応に係る指示
- ③ 再発防止策の検証・定着状況の確認

(3) 内部監査部署

- ① 支店・事業所等、事務所管理部署及びリスク管理部署に求められる役割が適切に実施されているかの確認
- ② 事務管理態勢の適切性・有効性の検証及び評価

○システムリスク管理マニュアル

当組合では、システムリスクを「コンピューターシステムの停止または誤作動などシステムの不備等、またはコンピューターの不正使用により、組合が経営上損失を被るリスク」と定義しておりシステムリスク管理マニュアルを策定のうえ対応を行っております。

リスク管理にあたっては、システムリスク管理担当部署を設置し、統一システム(信連、全農、全共連、地区電算が開発・運用するシステム)について各事業部門と連携して各部門毎にリスク管理態勢を構築することで、各部門責任者がトラブルの未然防止の視点、トラブル発生時の視点において適切な行動がとれるように具体的な取り組み方を示しています。

◇BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しております。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した即主損失の有無(特殊損失を除外した場合には、その理由も含む)該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等また株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて減損処理を行い、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて減損処理を行っています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	11,388	11,388	11,394	11,394
合計	11,388	11,388	11,394	11,394

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの管理方針および手続については以下のとおりです。

リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応度ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
変動はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

$\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点）
特段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	1,103	739	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	61	280
3	ステイプ化	1,898	1,616		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	長期金利上昇	372	687		
7	最大値	1,898	1,616		
		令和5年度		令和6年度	
8	自己資本の額	11,879		12,005	